



低所得の  
子育て世帯に対する

# 子育て世帯 生活支援特別給付金 (住民税均等割非課税世帯分)のご案内

子育て世帯の方のうち、令和3年1月以降の収入が1か月分でも減少した世帯の方は、対象となる可能性があります。  
(②所得要件の収入の目安をご確認ください)

## 1. 支給対象者

①養育要件のア～キのいずれかに該当し、かつ②所得要件のアとイのいずれかに該当する平成15年4月2日から令和4年2月28日生まれの児童(特別児童扶養手当の対象となる障害のある児童については、平成13年4月2日生まれ以降)を養育している方

- ※里親の方も対象となります。
- ※「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の支給を受けた方は本給付金の対象にはなりません。ただし、支給を受けた後に児童を出生した等で新たに児童を養育することになった時は、対象になる場合があります。
- ※同居の祖父母等の所得が高いことにより「子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)」の支給を受けていないひとり親世帯の方については、本給付金の要件を満たす場合は対象となります。

### ①養育要件

- ア 令和3年4月分の児童手当の受給者(公務員及び施設受給者以外)
  - イ 令和3年4月分の児童手当の受給者(公務員)
  - ウ 令和3年4月分の特別児童扶養手当の受給者
  - エ 新規児童手当受給者(公務員及び施設受給者以外)
  - オ 新規児童手当受給者(公務員)
  - カ 新規特別児童扶養手当受給者
  - キ その他対象児童の養育者
- .....
- \*エ～カについて、令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当または特別児童扶養手当の受給資格の認定を受けた方または額の改定の認定を受けた方
  - \*ア～カのいずれにも該当しない方のうち、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育している方

### ②所得要件

- ア 令和3年度分の住民税均等割が非課税の方(令和2年の所得で判定)
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月以降の家計が急変し、収入または所得が令和3年度分の住民税均等割が非課税の方と同様の水準にある方(下表参照)

#### 住民税均等割が非課税の方と同様の水準となる収入の目安

世帯の人数 ※1	年 額	月 額 ※3
2人(父または母と子1人など) ※2	156万円	130,000円
3人(父母と子1人、父または母と子2人など)	205.7万円	171,416円
4人(父母と子2人、父または母と子3人など)	255.7万円	213,083円

※1 世帯の人数は申請者本人、同一生計配偶者(収入金額103万円以下の方)、扶養親族(16歳未満の方を含む)の合計人数となります。  
 ※2 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親に該当する場合、年額の収入の目安は204.3万円になりますが、世帯の人数が3人以上となるときは、世帯の人数に応じた収入の目安となります。  
 ※3 収入の種類は給与、事業、不動産、年金(非課税の公的年金等収入(遺族年金など)は含まない)のみとなり、賞与などの臨時的な収入や失業手当などの非課税の収入は含みません。

## 2. 支給額

児童1人につき **5万円**

## 3. 給付金の支給手続き

養育要件 所得要件	ア 令和3年4月分の 児童手当の 受給者 (公務員及び 施設受給者以外)	イ 令和3年4月分の 児童手当の 受給者 (公務員)	ウ 令和3年4月分の 特別児童 扶養手当の 受給者	エ 新規児童手当 受給者 (公務員及び 施設受給者以外)	オ 新規 児童手当 受給者 (公務員)	カ 新規 特別児童 扶養手当 受給者	キ その他 対象児童の 養育者
ア 住民税 均等割 非課税	<b>申請不要</b> 7/8 支給済	<b>申請が必要</b> 申請受付後、 支給要件に該当する 方には、1か月程度で 給付金を支給	<b>申請不要</b> 7/8 支給済	<b>申請不要</b> 順次お知らせを 発送し、 約1週間後に 給付金を支給	<b>申請が必要</b> 申請受付後、 支給要件に該当する 方には、1か月程度で 給付金を支給	<b>申請不要</b> 順次お知らせを 発送し、 約1週間後に 給付金を支給	<b>申請が必要</b> 申請受付後、 支給要件に該当する 方には、1か月程度で 給付金を支給
イ 家計急変者	<b>申請が必要</b> 申請受付後、支給要件に該当する方には、1か月程度で給付金を支給						

### ●申請書の添付書類の例 ※申請する方によって必要な添付書類が異なります。

申請・請求者本人確認書類の写し(運転免許証、マイナンバーカード、健康保険証など)

受取口座を確認できる書類の写し(振込先口座を確認できる通帳やキャッシュカードの写し)

給与明細書、年金振込通知書などの写し(②所得要件のイに該当する場合のみ)

申請・請求者の世帯の状況、給付金申請児童との関係性を確認できる書類の写し(父母と対象児童が仙台市内に住んでいる場合は不要)

### ●申請書の配布場所・提出先

○お住まいの区の区役所・総合支所の児童扶養手当担当窓口

○郵送、または直接持参でご提出ください

### ●申請受付期間 **令和3年7月9日(金)～令和4年2月28日(月)** **必着**

\*令和4年2月1日(火)～2月28日(月)に  
新たに児童を養育することになった方は、  
3月15日(火)まで

## お問い合わせ先

仙台市 子育て世帯生活支援特別給付金コールセンター



**022-200-2723**

開設期間

8月31日(火)まで

開設時間

8時30分～18時(土・日・祝日含む)



仙台市  
ホーム  
ページ

低所得の子育て世帯に対する

**子育て世帯生活支援特別給付金**

ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分



[https://www.city.sendai.jp/kodomo-kyufu/kosodatesetai\\_seikatusientokubetukyufu2.html](https://www.city.sendai.jp/kodomo-kyufu/kosodatesetai_seikatusientokubetukyufu2.html)

●申請書は、仙台市ホームページからもダウンロードできます。



「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の  
“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、  
お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話(#9110))にご連絡ください。